

宇城市の教育

令和8年度



松橋中学校新校舎

宇城市教育委員会

目 次

	(ページ)
I 宇城市の概況	1
II 教育委員会	2
III 教育委員会事務局	
1 組織図	3
2 事務分掌	4～5
IV 教育財政	6
V 教育大綱及び教育目標	
1 宇城市教育大綱	7
2 教育目標（取組方向、重点努力事項及び具体的な事業）	8
(1) 教育総務課	9～19
(2) 学校施設課	20～27
(3) 生涯学習課	28～34
(4) 文化スポーツ課	35～40
VI まとめ	41～43
教育施設一覧（資料編）	44
1 学校の現状	45
2 生涯学習施設一覧	46
3 文化施設一覧	46
4 体育施設一覧	47

I 宇城市の概況

1 位置と地勢

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生しました。

九州の経済大動脈である国道3号線と、西は天草、東は宮崎県への結束点という地理的状况に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市機能を併せ持つバランスのとれた水と緑と心豊かな地域です。

地勢は、北は有明海、南は不知火海に接し、南向きの斜面からなる宇土半島部と九州山脈へと連なる中山間部、さらにその間をつなぎ熊本都市圏及び八代都市圏に接する平野部からなる、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmと東西に長い形状で、面積は、188.67km²です。

2 アクセス

熊本県の経済動脈ともいえるべき国道3号線が市中心部を南北に走り、天草から続く国道266号線は、宇土半島南岸部、市中心市街部を経て熊本市に伸びます。松橋駅前の県道松橋停車場線は、国道3号線と交差し、以東は国道218号線として宮崎県延岡市へと続きます。宇土半島北岸には、海岸沿いを走る国道57号線もあり、これらを補完する形で県道や市道が縦横に走り、県央の交通の要衝となっています。

また、九州自動車道が市の東部寄りを南北に縦断し、国道218号線と交わる地点に松橋インターチェンジがあり、高速道路を利用し阿蘇くまもと空港まで約30分、福岡市まで約75分で結んでいます。平成26年には宇城氷川スマートインターチェンジが開通し、松橋インターチェンジから8.9キロメートル、八代インターチェンジから9.5キロメートルと両インターのほぼ中間部にあることから、九州自動車道へのアクセス性や並行する国道3号などの主要幹線道路の交通環境が改善されました。

鉄道は、JR鹿児島本線が市のほぼ中心を南北に縦断し、熊本駅から松橋駅まで17分、八代駅から小川駅まで13分で連絡しています。また、鹿児島本線宇土駅から分岐したJR三角線の三角駅は熊本県の西端の駅で、天草の玄関口となっています。

3 人口と世帯数

単位：人、戸

年・月	人口総数	男性	女性	世帯数
令和8年4月1日	55,394	26,636	28,758	25,400

4 市のシンボル

【市木】 桜 【市花】 コスモス 【市鳥】 ウグイス

Ⅱ 教育委員会

職名	氏 名	就任年月日	現任期
教育長	前川 和宏	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 令和 9 年 3 月 31 日
委 員 (職務代理者)	長谷 哲也	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日 令和 11 年 3 月 31 日
委 員	田上 美智子	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日 令和 10 年 3 月 31 日
委 員	今泉 京子	令和 5 年 7 月 1 日	令和 5 年 7 月 1 日 令和 9 年 6 月 30 日
委 員	月田 修	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 令和 12 年 3 月 31 日
委 員	遠山 光昭	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 令和 12 年 3 月 31 日

○宇城市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、宇城市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。



(後列) 田上 美智子 委員

長谷 哲也 委員

今泉 京子 委員

(前列) 遠山 光昭 委員

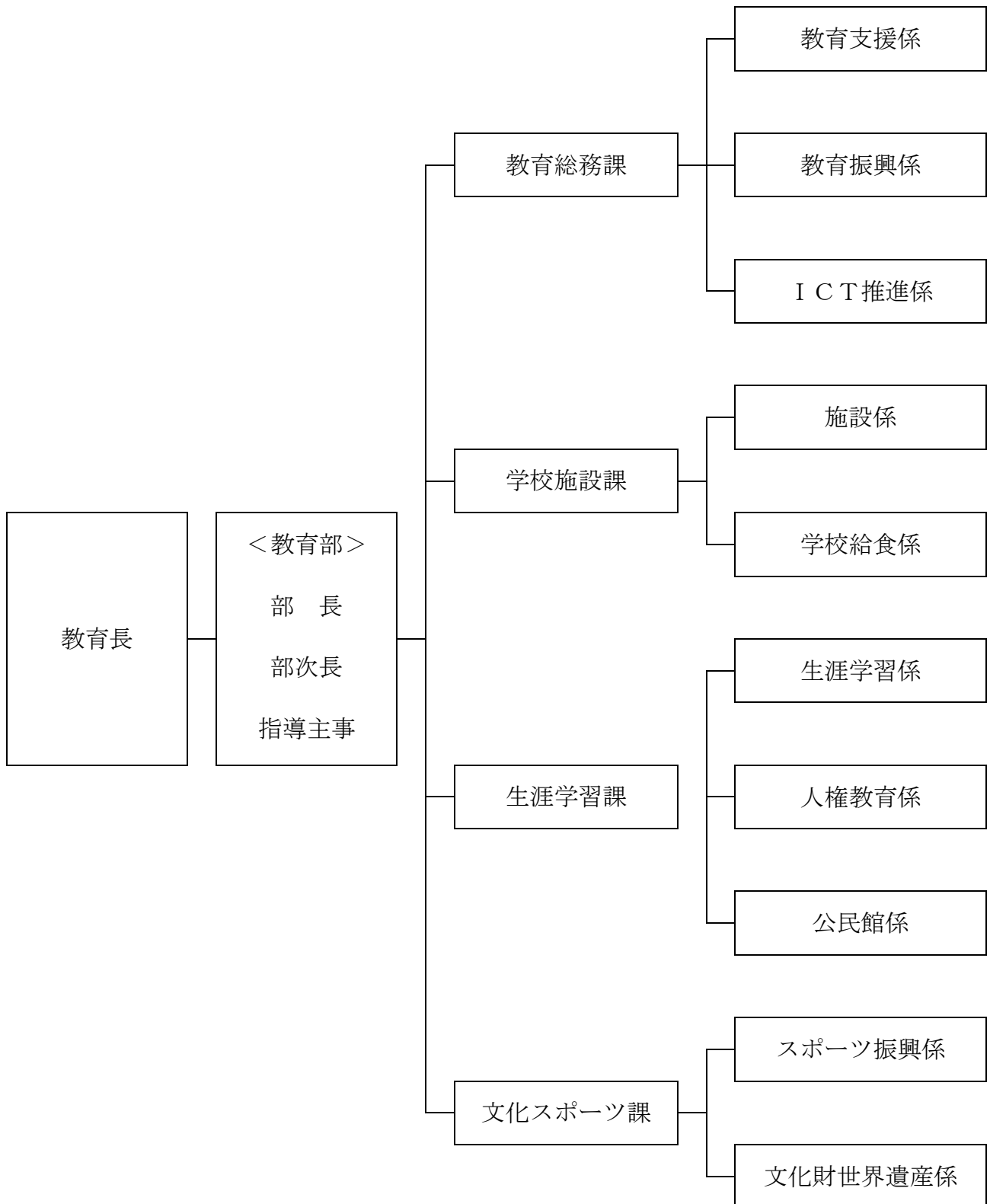
前川 和宏 教育長

月田 修 委員

Ⅲ 教育委員会事務局の組織及び事務分掌

＜令和８年４月１日現在＞

１ 組織図



2 事務分掌

<令和8年4月1日現在>

課 名	事 務 分 掌
教育総務課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育委員会の総括に関すること。 3 条例、規則及び規程等の制定改廃に関すること。 4 公告式に関すること。 5 公印の管理に関すること。 6 文書の收受、発送及び保管に関すること。 7 訴訟及び不服申立て並びに請願及び陳情に関すること。 8 教育委員会職員（県費負担教職員を除く。以下同じ。）の人事、給与及び服務に関すること。 9 教育委員会の会計年度任用職員に関すること。 10 教育委員会職員の研修及び福利厚生に関すること。 11 叙位、叙勲事務に関すること。 12 教育行政相談に関すること。 13 奨学金に関すること。 14 教育調査統計に関すること。 15 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 16 国際交流に関すること。 17 語学指導に関すること。 18 総合教育会議に関すること。 19 就学援助に関すること。 20 就学支援（教育支援委員会）に関すること。 21 特別支援教育に関すること。 22 県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事及び給与の内申に関すること。 23 学級編制及び教職員の配置に関すること。 24 教職員の免許申請に関すること。 25 学校等の設置、廃止及び統合に関すること。 26 学校運営管理及び教育内容の指導に関すること。 27 通学区の設定に関すること。 28 学校の予算に関すること。 29 教科用図書の給与に関すること。 30 スクールバスの運行に関すること。 31 児童生徒の就学及び転学に関すること。 32 学齢簿の作成及び整理に関すること。 33 不登校対策に関すること。 34 学校保健、環境衛生に関すること。 35 学校人権教育に関すること。 36 就学指導に関すること。 37 教育課程の研究指導に関すること。 38 学習指導の助言に関すること。 39 生活指導及び進路指導に関すること。 40 教科用図書の採択研究及び学習資料に関すること。 41 教職員の研修に関すること。 42 情報教育に係る機器整備に関すること。 43 学校教育の ICT の活用推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 44 学校教育の ICT 環境整備に関すること。 45 学校教育における電子黒板、タブレット端末等 ICT 機器の活用推進及び管理に関すること。 46 学校教育の ICT 活用に係る指導及び教育に関すること。 47 教育情報ネットワークに関すること。 48 課の庶務に関すること。 49 その他教育総務に関すること。
学校施設課	1 学校教育施設の設置及び管理に関すること。 2 学校教育財産の取得及び処分に関すること。 3 学校教育施設の維持管理に関すること。 4 学校施設台帳に関すること。 5 教育施設（学校教育施設を除く。）の維持管理の総括に関すること。 6 学校給食及び学校給食センターに関すること。 7 給食に必要な物資の購入及び支出に関すること。 8 給食器具の洗浄、消毒及び保管に関すること。 9 文書の收受、発送及び保管に関すること。 10 会計及び経理に関すること。 11 施設設備の維持管理に関すること。 12 食品及び調理場の設備の衛生管理並びに職員の健康管理に関すること。 13 給食指導の計画及び実施に関すること。 14 課の庶務に関すること。 15 その他学校施設、学校給食及び給食センターに関すること。

課 名	事 務 分 掌
生涯学習課	1 社会教育に係る計画策定及び資料の作成に関すること。 2 社会教育委員に関すること。 3 生涯学習の振興に関すること。 4 成人教育に関すること。 5 社会教育関係団体に関すること。 6 社会教育機関の連絡調整に関すること。 7 生涯学習施設に関すること。 8 青少年の教育及び健全育成に関すること。 9 青少年育成市民会議に関すること。 10 不知火美術館に関すること。 11 不知火美術館運営協議会に関すること。 12 不知火美術館専門委員会に関すること。 13 図書館に関すること。 14 図書館協議会に関すること。 15 人権教育の企画及び連絡調整に関すること。 16 人権教育指導員に関すること。 17 人権教育の指導及び助言に関すること。 18 人権教育の調査及び資料作成に関すること。 19 人権教育の研修に関すること。 20 人権教育に関する学習講座に関すること。 21 人権教育推進協議会に関すること。 22 人権教育関係団体に関すること。 23 公民館等の運営及び維持管理に関すること。 24 講座の開設その他の集会の開催に関すること。 25 情報化の進展に対応した学習の機会の提供に関すること。 26 家庭教育における学習機会の提供に関すること。 27 視聴覚教育における設備機材等の提供に関すること。 28 社会教育における学習の成果の活用に関すること。 29 公民館運営審議会に関すること。 30 宇城地区公民館連絡協議会に関すること。 31 自治公民館に関すること。 32 社会教育指導員に関すること。 33 その他生涯学習、不知火美術館、図書館、人権教育及び公民館に関すること。
文化スポーツ課	1 スポーツの調査、推進及び普及に関すること。 2 スポーツ推進委員に関すること。 3 各体育団体の育成に関すること。 4 各種スポーツ大会開催に関すること。 5 地域スポーツ活動の推進に関すること。 6 社会体育施設の工事の設計、施工及び監理に関すること。 7 社会体育施設の維持管理に関すること。 8 社会体育施設の施設台帳に関すること。 9 体育振興関係団体との連絡調整に関すること。 10 学校体育施設の開放に関すること。 11 指定管理に関すること。 12 運動部活動の社会体育移行に関すること。 13 文化財の調査、保存及び活用に関すること。 14 文化財愛護思想の普及に関すること。 15 郷土資料館に関すること。 16 文化財保護審議会に関すること。 17 世界遺産の保存管理に関すること。 18 芸術文化の振興及び育成に関すること。 19 伝統文化の継承に関すること。 20 芸術文化団体に関すること。 21 文化ホールに関すること。 22 その他スポーツ振興、文化財及び文化振興等に関すること。

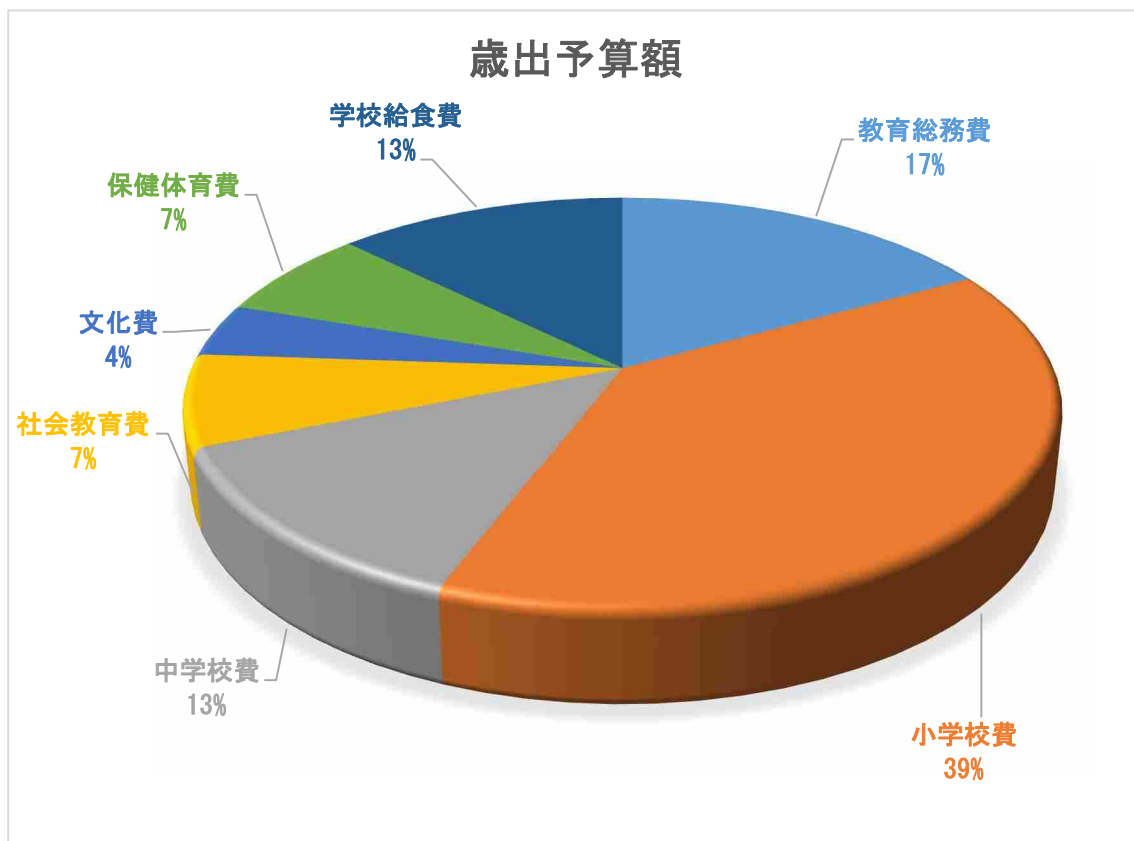
IV 教育財政

令和8年度教育予算（当初）

一般会計歳出予算額 40,650,860千円

内、教育費歳出予算額 4,846,277千円（11.9%）

項	歳出予算額(千円)	割合(%)
教育総務費	820,787	17
小学校費	1,885,504	39
中学校費	632,699	13
社会教育費	349,841	7
文化費	200,902	4
保健体育費	342,342	7
学校給食費	614,202	13
合 計	4,846,277	100



V 教育大綱及び教育目標

1 教育大綱

宇城市教育大綱

<基本理念>

「優・元・実・行」優しさと元気で創る宇城市の教育
～ 24時間をデザインする力の育成とウェルビーイングの向上 ～

<基本方針>

1 充実した教育環境（教育 DX の推進）による児童・生徒の育成

確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む教育の推進に取り組み、ICT の効果的な活用を促進し、子供を中心に学校・家庭・地域・行政の五者が連携・協働した安全安心な教育体制の構築を目指します。

2 インクルーシブ教育の充実、人権の尊重、男女共同参画社会の形成

全ての市民の可能性を引き出す、共生社会の実現に向けた教育の推進を図り、人権が尊重されるまちづくりと、男女共同参画社会の具現化に向けた施策に取り組みます。

3 後世に残す世界遺産、芸術文化、伝統芸能等、文化遺産の保存と活用

宇城市の宝である、世界遺産、芸術文化、伝統芸能等の振興に努め、文化遺産の保存と活用を行います。

4 市民が輝く社会教育の充実と、スポーツの推進

市民一人ひとりが、共に学び、支え合う、充実した社会教育の実現と、スポーツを通して楽しさを分かち合い、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるまちづくりを目指します。

令和7年3月27日改定

V-2 教育目標

(取組方向、重点努力事項及び具体的な事業)

1 令和8年度取組方向

「宇城市教育大綱」の基本理念に基づき、校長のリーダーシップのもと、教職員の基本的資質と専門性の向上を図り、各学校が目指す教育を、子供を中心に学校・家庭・地域・行政の五者が共有し、社会に開かれた教育課程の実現を目指すとともに、カリキュラムマネジメントに努め、宇城市の未来の創り手である児童生徒一人一人に必要な資質・能力を育む指導体制の確立を図る。

幼・保等、小、中学校間の一層の連携を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携・協働した教育体制の構築を目指す。

2 重点努力事項

(1) 確かな学力の育成

～基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用して課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度を養う教育の推進～

- ア 児童生徒が学びの主体となる授業づくりの充実
- イ 各学校の特色を生かした教育課程の編成及び単元デザイン等の工夫
- ウ 「『分かる・楽しい』授業づくりの5つの心得」による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「熊本の学び」の推進
- エ 英語教育の指導方法の工夫・改善及び国際交流事業等を通じた国際理解教育の充実
- オ 適切なICT活用による情報活用能力の育成
- カ 誰一人取り残さない学びの保障の推進と学習環境の整備

(2) 健やかな体の育成

～自ら運動に親しみ、体力を高め、健康で安全な生活のできる資質や能力を育成する教育の推進～

- ア 教科体育の充実と適切な部活動等の推進による児童生徒の体力向上
- イ 児童生徒の自律的な健康管理能力の育成
- ウ アレルギー疾患への対応マニュアルの活用及び関係機関と連携した組織的対応の充実
- エ 児童生徒の生命を守る安全教育と防災教育の充実
- オ 感染症防止を意識した生活様式への対応と徹底

(3) 豊かな心の育成

～夢や希望を持ち、人と人との絆を大切にしながら、社会の一員として主体的・創造的に生きていく児童生徒を育成する教育の推進～

- ア 豊かな心を持ち、人権感覚を磨き、人権意識を高め、実践力を育む人権教育の充実
- イ 家庭・地域との連携による道德教育の推進
- ウ キャリア教育の充実
- エ 児童生徒一人一人が存在感や自己実現の喜びを実感できる学級・学校づくり及び組織的な対応によるいじめ・不登校等の未然防止及び解消
- オ 持続可能な開発のための教育（E S D）を踏まえた環境教育の推進
- カ 家庭や地域社会と連携した伝統文化等を学ぶ体験活動の充実と郷土を愛する心の醸成

(4) 教育体制の整備・強化

～宇城市を担う子供の育成のための学校活性化を支援する「ひと・もの・こと」等の環境の整備・充実～

- ア 幼・保等との連携及び各中学校区の特色を生かした小中一貫教育の推進
- イ 各学校等におけるコミュニティ・スクールの実施、地域学校協働活動との一体的な推進
- ウ 教職員の意識改革や学校事務の効率化のための環境整備を通じた学校改革（働き方改革）の推進
- エ 特別支援教育支援員等を活用した支援体制の充実
- オ 学校支援環境の充実
- カ I C Tの環境整備や効果的な利活用とフィルタリングソフト等による安全管理
- キ 学校図書館や教材備品等の充実と効果的な利活用

3 具体的な事業

(1) 確かな学力の育成

ア 学校訪問事業

教職員の資質の向上・授業力向上のために、学校教育審議員（以下、審議員）が宇城市のすべての小中学校で先生方の授業を参観しながら指導助言を行っています。訪問の際は、授業者は授業の実施案を作成して授業に臨み、授業を参観します。校長や教頭が参観することもあります。事後に授業者が自己評価を行い、審議員は校長や教頭を交えて授業者と面談を行うとともに、その後文書でも指導助言を行っています。教師は年間1～2回の訪問授業を受けます。校長・教頭にとっても、授業をじっくりと見て気づきやアドバイスをする良い機会となっており、児童生徒の学力向上に向けた授業改善を図る取組となっています。

＜授業の訪問の視点＞

- (ア) 人権を大切にした授業
- (イ) 効果的な学習の流れ、学習形態の工夫
- (ウ) ICT機器の活用、板書の工夫、教材・教具の活用
- (エ) 認め合える集団づくり、学習規律の定着、適切な学習環境づくり
- (オ) 「熊本の学び」推進プランに沿う授業づくりの指導と助言
- (カ) 「『分かる・楽しい』授業づくり・5つの心得」を取り入れた授業
- (キ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (ク) 新採6年目までの教員を中心とした指導力育成支援



イ のびのび学習会

宇城市内中学3年生の希望者を対象に、受験への学習を通して主体的な学習態度の育成を図ることを目的として、宇城退職校長会と連携し「のびのび学習会」を開催しています。

- (ア) 期 間 8月～12月の毎週土曜日（午前10時から正午まで）
- (イ) 教 科 数学及び英語
- (ウ) 会 場 宇城市防災拠点センター（三角・不知火・松橋西・小川）
- (エ) 参加者 各会場20人程度
- (オ) 講 師 退職校長会会員 ほか

ウ 国際理解教育事業

(ア) 教育課程特例校事業

宇城市では、国際理解教育の一環として平成21年度から「教育課程特例校」として1年生～6年生まですべての学年で「小学校英会話科」（うきうきイングリッシュ）を実施し、21世紀の国際社会に貢献する、持続可能な社会の担い手となる児童の育成に取り組んできました。令和2年度からは新

学習指導要領が実施されたことに伴い、3・4年生は「外国語活動」5・6年生は「外国語科」となり新学習指導要領の内容のとおり実施しています。そのため、1・2年生のみが特例校として「英語活動」を実施しています。学習内容は、ゲームや歌などの体験的活動を通し、英語特有の音声、リズム、基本的な挨拶や会話表現の具体的なやりとりを楽しみながら、英語に慣れ親しむ活動を行っています。

また、小学校6年間の英語の学習を、中学校外国語（英語）の学習にしっかりつないでいくために、宇城市12小学校の英語の授業の様子や、児童の英語学習に対する意識調査の結果等を、宇城市や各学校の「ホームページ」に掲載しています。

(イ) 国際交流事業

平成17年度から夏休みの期間中、異文化との交流や体験を通して豊かな国際感覚を身に付ける青少年の育成を目的として、毎年、市内の中学生を対象とした海外視察研修を行っています。8月にシンガポール（ブーンレイ中学校）を訪問し、ホームステイ



による生活体験や現地生徒との交流などを行い、11月にはブーンレイ中学校を宇城市に受入れ、相互に交流を実施しています。

エ 宇城市奨学金制度

宇城市では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学を許可され、又は在学する人で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金の貸付けを行います。

(7) 奨学金の種類

a 入学支度金

学校等に入学する際に必要となる費用に充てるため

b 定期奨学金

授業料その他修学のため定期的に必要となる金銭に充てるため

(イ) 貸付対象者

a 本市に居住する人の被扶養者

b 学校等に在学している人（入学支度金の場合は、学校等に入学することが確実であると見込まれる人）

c 経済的理由により修学が困難であると認められる人又は家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる人

(ウ) 貸付金額

a 入学支度金 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程 20万円

b 入学支度金 短期大学、専修学校の専門課程及び大学 40万円

- c 定期奨学金 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程
月額 2 万円
- d 定期奨学金 短期大学、専修学校の専門課程
月額 2 万 5 千円
- e 定期奨学金 大学
月額 3 万円又は 5 万円から選択した額
- (イ) 貸付申請期間
 - a 入学支度金 1 1 月 1 日から 1 月 3 1 日
 - b 定期奨学金 4 月 1 日から 5 月 3 1 日
※災害等の理由により、家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる場合は随時申込みできます。
- (オ) 奨学金の返還
奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されます。返還期間は、学校等を卒業した日から起算して 1 2 か月を経過した日の属する月の翌月から、学校等の区分に応じて、次の期間内に返還を求めます。
 - a 入学支度金 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程 2 年
 - b 入学支度金 短期大学、専修学校の専門課程及び大学 4 年
 - c 定期奨学金 貸付期間の月数に 2 を乗じた期間

オ ICT 活用サポート事業

本市では、学校における ICT 活用のサポートを行うため、市内の小中学校に ICT 支援員を派遣しています。ICT 支援員は、教員の ICT 活用を支援し、授業の質の向上や校務の効率化を図る専門スタッフです。ICT 機器の操作支援やトラブル対応、活用方法の助言を行い、教職員が円滑に ICT を活用できる環境を整えます。

現在、ICT 支援員は各小中学校を月に 2 ～ 4 回訪問し、授業支援や機器管理を行っています。今後も ICT 支援員と連携し、学校全体の ICT 活用能力の向上を図るとともに、児童生徒の学びの質を高め、未来を担う人材を育成します。

(2) 健やかな体の育成

ア 研究指定校における体育の授業づくり

河江小学校が令和 5 ・ 6 年度熊本県教育委員会指定「学校体育研究推進校」として、「児童が生き生きと運動に親しみ、「分かる」「できる」「楽しい」を実感する体育の授業づくり～「個別最適な学び」と「他者との相互作用的な学び」の充実を通して～」をテーマに、児童の体力向上及び授業者の指導力向上を目的に 2 年間実践研究を進めました。

宇城管内教科等研究会（小学校体育部会）とも連携し、宇城市全ての小・中学校から研究発表会に参加し、各学校の児童生徒の実態に合わせて共通した取組を実践しています。

イ フッ化物洗口の実施

歯・口の健康は、全身の健康づくりの基本であり、子供の頃のむし歯予防は、生涯の健康保持増進に重要な役割を果たすことから、週1回フッ化物洗口を実施しています。また、各学校において、学校歯科医等によるブラッシング指導等も行っています。

ウ 「学校給食における危機管理マニュアル」策定と運用

宇城市教育委員会において「学校給食における危機管理マニュアル」を作成し、各学校へ周知、徹底を図っています。

各学校においては、全職員がアレルギー対応食の児童生徒の把握を行い、日常の給食配膳時においてもチェックを行っています。

また、児童生徒の安全・安心を第一に考え、校内研修等において、エピペンの使用方法や緊急時の対応等の確認を行っています。

エ 安全教育と防災教育

児童生徒の生命と学校建築物を災害から守り、児童生徒及び職員の防災意識の向上を図り、災害発生拡大防止と人名損傷事故の根絶を図るものです。児童生徒等の安全を守るために、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応して、安全教育と安全管理の両面から取り組んでいます。

- (ア) 安全点検（防火設備の点検含む）（定期、臨時、日常）
- (イ) 職員研修（危機管理マニュアルの確認等）
- (ウ) 安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）
- (エ) 児童の避難訓練

オ CO₂モニターの運用と感染症予防

各学校における感染症対策として、養護教諭を中心に、手洗い、うがい、喚起等の基本的な対策を講じ、予防及び感染拡大防止に努めています。各学級には、CO₂モニターを設置し、喚起の際の目安としています。

(3) 豊かな心の育成

ア 論語・日本語の素読・音読

次世代を担う子供たちの①知識基盤、②文化的価値、③感性や情緒の基盤、④思考・対話のツールとして役立たせるために、小中学生の「素読・音読、伝統言語文化の理解、語彙力の向上」を目指した学習教材を作成し、小学4年生から中学3年生までに配付しています。本教材の作成に当たっては、宇城市の教職員がプロジェクトを組織し、論語、古典文学、近代文学から教材を厳選し編纂しました。平成26年度から学校では、朝自習や業間活動、授業の補助教材として、家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用しています。

【目標】

- (ア) 知識や知恵、語彙力の向上を図る。(知識基盤としての論語・日本語)
- (イ) 日本語、日本的美意識、日本文化を理解する。(文化的価値としての論語・日本語)
- (ウ) 感受性、倫理観、価値観、郷土愛を醸成する。(感性・情緒の基盤としての論語・日本語)
- (エ) 考える力、表現する力、対話する力を育成する。(思考・対話ツールとしての日本語)
- (オ) 豊かな人間性と感性
 - a 言葉の響きとリズムを感じる
論語をはじめ俳句、和歌、漢詩、詩等を読み、素読・朗読を通して、日本語の響きやリズムに親しむことができる。
 - b 日本的美意識に気付く
論語の中の「仁・義・礼・智・信」を中心とした価値観や・風流やわびさびなど、長い歴史の中で育んできた東洋的・日本的美意識にふれる。
 - c 感性を磨き情緒を育む
日本の豊かな自然や四季を表現する言葉、自然を生かした日本の生活に関する文章に親しみ、豊かな感性を磨き情緒を豊かにする。
 - d 言葉と人間性を磨く
文字や言葉の歴史を学び、言葉の大切さに気付き、より良い人間関係を築く基礎とするとともに、他者との言語交流を通して心の絆を深める。
- (カ) 豊かな知性と正しい理性
 - a 美しい日本語を覚える
日本語の発達の歴史、私たちが使っている言葉の語源、俳句や短歌などの日本的な音や韻について学ぶ。
 - b 日本の言語文化を学ぶ
日本の豊かな四季や人々の営みの中から生まれた、風情や情緒豊かな古典の文章表現を学ぶ。
 - c 感性豊かな表現を使いこなす
日本独特の多様な表現力を学び、豊かな語彙力を身に付ける。
 - d 思考力とコミュニケーション力を身に付ける
言葉・言語を活用した論理的・情緒的・創造的思考力を身に付け、言語能力を高め、好ましい人間関係の構築を図る。

イ いじめ、不登校対策事業

いじめや不登校、問題行動、SNSの普及に伴うインターネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が憂慮すべき状況にあります。学校は児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応及び解決に取り組むことが求められています。

(7) 「愛の1・2・3運動+1」

欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は組織的対応。

(10日目までにSC・SSW等の活用)

(イ) 子供を見つめる朝会などの実施

週に1回程度、全職員で気になる児童生徒のことを出し合い、その対応等を共通理解する場とします。

(ウ) 子供とふれあう時間の確保

児童生徒と個別に話す時間を設定するとともに、職員と子供たちがふれあう時間・場を増やすようにします。

ウ 宇城市教育支援センター（宇城っ子ネット）

(7) 目的

何らかの心理的、情緒的要因により、不登校などの状態にある児童生徒に対して、学校と家庭の中間的存在としての役割を担い、学習、生活の場を提供するとともに、個別対応から集団生活へと移行させることにより、対人関係や集団生活への適応を高め、学校、保護者、関係諸機関との連携を保ちながら、学校生活への復帰を促すことです。

(イ) 方針

- a 児童生徒の個々の興味関心や心身の状態に即し、必要に応じた学習や体験活動を行います。
- b 教育相談及び話合いなどを通して悩みの解消、生活のリズムの改善及び生活意欲を引き出す支援に努めます。
- c 個別指導及び集団での活動を通して、社会性、協調性を育み、自立心を養います。
- d 学習活動への援助を通して学ぶ喜びを味わわせ、意欲を高めます。

(ウ) 指導内容

- a 個別又はグループによる学習
- b 体験活動、スポーツ
- c 相談及び話合い
- d 日常生活リズムの醸成



(エ) 会場 不知火支所3階（必要に応じ外部の施設を使用します。）

(オ) 日時 毎週月～金曜日 午前9時45分から午後3時30分まで（曜日で時間が異なります。）

(カ) 活動内容及び1日のスケジュール

基本的に、児童生徒の興味関心をもとにして、スタッフとともに話合いながら活動内容を具体的に決めます。

【1日のスケジュール】

9:45		10:10		11:00		11:10		12:00		13:00		13:30		13:50		14:00		15:00		15:30	
月・水・木	朝の会	1限	休み 時間	2限	昼食 昼休み			3限	準備	宇城っ子タイム （体験活動）		帰りの 会									
火	朝の会	1限	休み 時間	2限	昼食 昼休み			3限	準備	宇城っ子タイム （学習活動）		帰りの 会									
	Challenge Day（学校に登校できるように挑戦します）																				
金	朝の会	1限	休み 時間	2限	昼食 昼休み	掃除 帰りの会															

エ 教育相談員支援事業

不登校や学校には登校できるが教室に入ることができない児童生徒に対して、悩みを聞いたり、相談に乗ったりする「教育相談員」を配置しています。多忙なため十分な時間をとって話を聞くことができにくい担任などを補佐し、児童生徒が抱える悩みや思いをじっくりと聞くことができるこの相談員の果たす役割は大きいものがあります。また、児童生徒の思いを聞いた相談員は、その情報を担任などに伝え、担任の指導にも生かされています。

オ スクールカウンセラー活用事業

県から派遣されるスクールカウンセラーを活用し、担任をはじめとする教職員と連携しながら、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教育相談を実施しています。今年度も本事業を活用し、児童生徒の心のケアやストレスへの対処、不登校や学校生活に関する悩みへの助言・支援を行うとともに、保護者や教職員への相談・助言を通して、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援していきます。

(4) 教育体制の整備・強化

ア 小中一貫教育推進事業

宇城市では、平成25年4月から豊野小中一貫教育校がスタートしました。9年間を見通した教育の推進により、児童生徒の学力向上を図るとともに中一ギャップの解消、いじめや不登校の解消など様々な教育課題を解決する方策としても有効な手段の一つと考えます。今後も、宇城市全域の小中学校を中学校区ごとのブロックに分け、学校施設の立地条件や地域の特性等に合わせて、ブロック毎に適切な小中一貫教育を推進していきます。



イ 2学期制の定着

平成19年度から「2学期制」を導入しています。「学びの連続」と「ふれあい」をキーワードに、児童生徒の学力充実と教職員の意識改革を目指したものです。

3学期制では、「各学期終了後に長期休業に入り、学習の連続性が途絶える」、「長期休業前が慌ただしく、授業にじっくり取り組めない」等の理由で「負担感

を軽減」することが難しい状況でした。

2学期制を導入することで授業の進め方など教育活動全般を見直すことができ、負担感を軽減することができます。長期的視点で学習指導を計画でき、じっくり学べる授業が行われるようになりました。また、時間的なゆとりができることで先生たちはこれまで以上に子供たちとふれ合うことができ、きめ細い指導と評価ができます。

【2学期制の年間日程】

前期：4月1日～10月第2月曜日まで

後期：10月第2月曜日の翌日～翌年3月31日まで

学年始休業日（春休み） 4月1日～7日

夏季休業日（夏休み） 7月21日～8月29日

ただし、8月30日と31日が週休日にあたる場合は教育委員会が指定する日

秋季休業日（秋休み） 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日

冬季休業日（冬休み） 12月25日～翌年1月6日

学年末休業日（春休み） 3月26日～31日

ウ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）事業

令和4年度から市内すべての学校に学校運営協議会を設置し、学校経営方針の承認や学校評価、意見交換等を各学校3～5回程度実施しています。地域のさまざまな立場の方が参画されることで、「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域と学校が共有し、連携を図る機会が創出されます。

今後は、学校運営協議会の周知を図るとともに、さまざまな課題解決のため学校と地域の協働の取組を推進していきます。

エ 特別支援教育総合推進事業

特別支援教育は、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。平成19年に学校教育法が改正され、全国の小中学校で支援体制の整備が進められています。

宇城市でも、宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼児・児童生徒の実態の把握と個に応じた支援のあり方について、幼稚園、保育園等、小・中学校、高等学校、福祉関係者と連携を図りながら検討を重ねています。

また、小中学校の特別支援学級や通常学級における支援が必要な児童生徒のために、特別支援教育支援員（学習支援員、生活支援員）や看護師を配置し、個々のニーズに合わせた教育的支援に応じています。

令和8年度は、57名の支援員を配置し、特別支援学級はもちろん、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートを行っています。

【R8. 5. 1 現在】

特別支援学級	67学級（小学校：46学級 中学校：21学級）
通級指導教室設置校	5校（小学校：4校 中学校：1校）
特別支援教育支援員	学習支援員 34人（小学校：20人 中学校：14人） 生活支援員 23人（小学校：21人 中学校：2人） 看護師 1人（小学校：1人）

また、教育、福祉、医療、保健、労働などの各機関が、それぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者とともに必要な情報を共有することが大切です。宇城市では、共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、児童生徒の発達や障がいの状況、各種の相談支援の内容とそれによる効果、児童生徒や保護者のニーズなどを記録する相談支援のためのファイル「よかここファイル」を作成し、平成23年4月から本格運用を開始しました。学習や日々の生活の様子、支援のポイント（このようにサポートするとうまく活動できる等）について保護者と関係者が記入して、作り上げていきます。また、幼稚園・保育園などから小学校、小学校から中学校、そしてその先の進学や就職の時、口頭では支援者へ伝えきれない情報などを文書で伝えることができます。

【よかここファイルの内容】

- ・プロフィール ・成長の記録 ・医師の診断記録 ・療育、相談等の記録
- ・個別の教育支援計画及び移行支援計画 ・卒業後の進路（進学、就労）
- ・サポートブックなど

オ 小中学校ICT推進事業について

本市では、児童生徒の情報活用能力の向上を目的に、タブレットや学習支援ソフトを積極的に活用しています。新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」として位置づけられました。これを受け、令和元年度から、小中学校にタブレットや学習支援ソフトを導入し、児童生徒がICTを活用した主体的な学びを深められる環境の整備を進めてきました。その結果、学校におけるICT機器の活用は着実に進み、市内すべての小中学校が「学校情報化優良校」の認定を受けるまでになりました。今後も、国や熊本県の指針・方針を踏まえ、さらなるICT環境の充実を図り、教育ICTの整備と活用を推進していきます。

1 令和8年度取組方向

学校施設は児童生徒たちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つである。

そのため「宇城市学校施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化した校舎等の施設及び設備の整備を計画的に行い、児童生徒たちにとって安全で安心な学び舎の維持に努めると同時に、多様化する教育環境に対応した整備を行う。

また、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育推進のための生きた教材として重要な役割を担っている。

宇城市の未来の創り手である子供たちに、学校給食衛生管理基準に適合した衛生的かつ安全な調理場により、安全安心でおいしい学校給食を提供すると共に、給食費の無料化事業を通して学校給食のもつ教育的効果を一層高め、生きる上での基本である知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育の更なる充実、持続的な健全運営を計画的に推進する。

2 重点努力事項

(1) 学校施設の計画的な整備

- ア 宇城市学校施設等長寿命化計画に基づいた計画的な施設整備
- イ 持続可能な施設管理の推進
- ウ 快適性と安全性を確保した学校施設づくり
- エ 多様な教育・学習活動に適応した学校施設づくり
- オ 学校施設における防災機能の強化

(2) 安全安心な学校給食の提供

- ア 学校給食法の遵守
- イ 給食事故の防止
- ウ 効果的な食育の推進

(3) 継続的な給食事業の実施

- ア 安定的・合理的な食材調達
- イ 持続可能な施設管理と運営
- ウ 学校給食無料化事業の実施

3 具体的な事業

(1) 学校施設の計画的な整備

ア 宇城市学校施設等長寿命化計画に基づいた計画的な施設整備

学校施設の維持管理については、令和2年3月に策定した「宇城市学校施設等長寿命化計画」において、総合的な観点により長寿命化を図りながら、適正な予防保全及び建替え計画のほか、教育環境の質的改善も考慮するとともに、維持更新費用に要するコストの縮減と平準化を図っています。

また、本計画は5か年を目安に見直す方針としており、令和8年3月に改訂を行い、事業の進捗状況や老朽化の進行具合のほか、学校教育を取巻く環境の変化や社会状況の変容などにより、実現性・実効性を確保した計画に見直しました。

現在実施中の学校施設建設事業



松橋中学校校舎等建替事業



豊福小学校建替事業

イ 持続可能な施設管理の推進

本市の学校施設は、昭和40年から50年代にかけて、急激な人口増加に伴う児童生徒数の増加に合わせて集中的に整備が行われてきました。そのため、それらのほとんどの学校施設が建設されてから30年以上経過しており、全体的に老朽化又は機能低下が進行している状況です。

一方で、人口減少による市税収入の減少や、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、さらには近年の国内外における社会情勢の影響による物価高騰などにより、施設の維持更新費用の捻出が困難な状況が見込まれることから、施設・設備などの保有量の最適化のほか、将来の児童生徒数に即した施設改修に努めます。

なお、地方自治体の担い手不足への懸念をはじめ、生産性の向上やコスト削減のため、実効性のある行政事務のBPR（業務効率化）とDX（デジタル変革）を進めます。

ウ 快適性と安全性を確保した学校施設づくり

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点からその安全性や快適性を確保し、児童生徒の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があります。

また、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、教育内容や方法の変化に対応し、多様化する学習活動及び施設環境の保全に努めます。

(ア) 学校施設の耐震化

宇城市発足（５町合併）前に旧町ごとで耐震診断を実施しており、耐震補強や改築といった手段で耐震化を進め、平成２７年４月までに市内すべての小中学校の校舎及び屋内運動場構造体の耐震補強を完了しています。

(イ) 屋内運動場の非構造部材の耐震化

地震による落下物や転倒物から児童生徒を守るため、非構造部材の耐震点検を行い、平成２９年１月までに市内すべての屋内運動場における非構造部材の耐震補強を完了しています。

(ウ) エアコン整備

学校施設における空調（冷房）設備については、児童生徒の熱中症対策として、令和６年９月時点で普通教室１００％、特別教室で９５．８％の整備率となっています。しかしながら、体育館を含む屋内運動場においては０％となっており、近年の国内外における異常な気候変動など、様々な影響による熱中症事故への対策のほか、災害時の避難場環境の改善のため、令和８年度までに市内すべての小中学校屋内運動場の空調整備完了を目指します。

(エ) トイレ洋式化

学校施設におけるトイレ洋式化については、衛生面のほか、各家庭における生活様式の変化に伴う洋式トイレの普及や、防災機能の強化対策として、令和８年６月時点で洋式化率８１．５％となっています。今後は施設の大規模改修や改築事業に併せ順次整備を進めます。

(オ) バリアフリー化

学校施設におけるバリアフリー化については、令和２年５月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正に伴い、バリアフリー化を積極的に推進するよう求められており、令和８年６月時点の整備率は校舎のバリアフリーストイレ整備９４．１％、スロープ等による段差解消７６．５％、エレベーター整備５０．０％、屋内運動場のバリアフリーストイレ整備５２．９％、スロープ等による段差解消７６．５％、エレベーター整備７６．５％となっています。今後は施設の大規模改修や改築事業に併せ順次整備を進めます。

(カ) 照明設備ＬＥＤ化

水銀に関する水俣条約により２０２７年度以降の水銀含有灯具の製造や輸出入の中止が決定されており、今後の最適な照明環境を確保しつつ、電気使用量の抑制や、ＣＯ２排出量の削減などへの対応のため照明設備のＬＥＤ化を進めます。なお、市内小中学校の体育館アリーナ照明については、平成２９年１月までにすべてＬＥＤ化が完了しています。

エ 多様な教育・学習活動に適応した学校施設づくり

個別最適な学びと協働的な学びを実現するうえで、多様な学習活動にフレキシブルに対応できる空間の整備をはじめ、インクルーシブ教育の充実のため、児童生徒の教育環境ニーズに応じた施設整備や、新たな教育課題へ対応できる施設整備に努めます。

オ 学校施設における防災機能の強化

体育館を含む屋外運動場は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されるものであり、施設構造体などの耐震化については、平成29年1月までにすべて完了しているものの、空調設備は未整備となっているため、令和8年度までに市内すべての小中学校の屋内運動場への空調整備の完了を目指し、避難所機能の強化と耐災害性の向上を図ります。

(2) 安全安心な学校給食の提供

ア 学校給食法の遵守

学校給食は、成長期にある児童生徒に必要な栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るものであり、『学校給食衛生管理基準』に従い、衛生管理を徹底するとともに、『学校給食実施基準』に従い、児童生徒一人一回当たり定められた栄養素の摂取により健康の増進と食育の推進を図ります。

イ 給食事故の防止

学校給食の実施については、各リスクに対し、令和6年度に改訂した『学校給食における危機管理マニュアル』を基に、発生防止対策はもちろんのこと、発生時の初動、対応方法を適切に理解するとともに、学校給食関係者への周知、啓発など継続的なリスクマネジメントを実施します。

ウ 効果的な食育の推進

近年の偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取巻く問題が深刻化しており、こうした問題を解決する重要な役割を果たすのが食育となります。食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、児童生徒が一生涯にわたって健やかに生きることが出来るよう、効果的にアプローチします。

(ア) 食に関する歴史や食文化などの継承

食育の一環として実施される行事食や郷土食などの献立において、産地を指定した食材を活用するなど地産地消と合わせて効果的な食育を実施します。

なお、地産地消の取組目標としては、健康増進法に基づき策定された

『第三次健康宇城市21計画』により現状値からの維持又は向上を目指し50%以上を目標とします。

令和7年度地産地消率 49.3%

(イ) 環境負荷低減への取組

2015年国際サミットで示されたSDGs、2019年食品ロス推進法の制定により学校給食に伴い発生する食品廃棄物の3Rを推進することとなっており、残渣のリデュースや給食センターで発生する資材などのリサイクル、リユースに取り組みます。

(ウ) 継続的な施設見学の実施と周知

学校給食事業については、令和6年4月から市内すべての小中学校を宇城市学校給食センターに統合しています。センター化にあたり各学校長の検食、教職員、児童生徒を含め学校現場からは特段の意見や要望はないものの、施設見学や試食制度も有効に活用しながら、質に対する献立・味・量・温度・見た目などについて、委員会、栄養教諭、調理事業者、食材納入業者などで意見交換を図り、より良い学校給食の提供を目指します。

(3) 継続的な給食事業の実施

ア 安定的・合理的な食材調達

食材調達については、食材品質を指定した見積合わせにより、公共調達における競争性を徹底し、市民に理解を得られる食材費水準を確保するほか、食材発注においては、品質、価格、総量のほか、地元事業者の利用促進を考慮しながら大量調理に係る食材を安定的に確保するとともに、地域循環による地域経済の活性化や環境負荷の軽減などに努めるため、市内、県内の納入事業者の新規参入に努めます。

イ 持続可能な施設管理と運営

学校給食事業が継続的に実施できるよう、施設運営における歳入経費や歳出経費の適正管理に努めるほか、施設設備の点検や維持改修について計画的に取り組めます。

(7) 学校給食費の公会計化に伴う適正管理

文部科学省の方針に基づき学校給食費の管理について透明性向上、教員の業務負担軽減や保護者の利便性向上などを図るため、学校給食費の徴収・管理業務を令和6年4月から市に移行し実施しています。

本市における学校給食費の支払対象者は、学校給食無料化事業を実施しているため市外通学者や教職員など一部に限られますが、令和8年度から、国による給食費負担軽減交付金を活用した学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されたことから、新たに国又は市単独補助の分別管理が必要となり、適切な会計処理をはじめ、予算に基づく適正な執行のほか、業務効

率化及び省力化のため、管理システムの導入を検討しています。令和8年度にシステム開発、令和9年度の実装を目指します。

(イ) 効率的かつ効果的な施設設備の維持管理

法的点検の確実な実施をはじめ、施設・設備の予防保全に努め、学校給食事業の停滞を招かないよう計画的な維持管理を実施します。

また、調理場内の不可視部分のウェブカメラ又は防犯カメラの設置など、リスク管理に係る効果的な施設設備の整備についても取り組みます。

(ウ) BPR（業務効率化）とDX（デジタル変革）の推進

限られた人員で最大の業務効果を発揮するため、現状の業務プロセスの再構築や効率化を図り、生産性の向上やコスト削減などに努めます。

また、デジタル技術を活用した業務モデルも積極的に検討し、効率的な業務フローはじめ、組織体系の変革などに努めます。

(エ) 廃棄物の適正処分

給食センターから排出されるごみは、廃棄物処理法により換価が可能な有価物と廃棄物に分類され、さらに廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。市財政に有益となる有価物の換価を進めるとともに、適正な廃棄物の処理に努めます。

(オ) 災害時などにおける施設運用への備え

宇城市地域防災計画により大規模災害時には、学校給食センターの防災機能を活用し、炊き出し事業を実施する計画とされているため、非常時の施設運用における人員体制を確立するとともに、日常の点検や燃料などのローリングストックを確実に実施し、有事の際の施設運用の備えを確実にを行います。

ウ 学校給食無料化事業の実施

近年の物価高騰による事業予算への影響や、国による無償化事業の実施など、学校給食事業を取巻く環境は目まぐるしく変動する状況ではありますが、学校給食無料化事業を継続的に実施するため、必要な予算確保に努めるとともに、国による学校給食無償化事業の動向に注視し、事業制度の改変または拡充の検討をはじめ、中学校給食についても小学校に引き続き、できる限り速やかに実施されるよう国への効果的な事業要望に努めます。

学校給食費（食材費）

（令和8年4月1日現在）

区 分	1食単価	月 額	年 額	備 考
小学生	295 円	5,200 円	57,200 円	算定 194 回/年
中学生	330 円	5,900 円	64,900 円	

学校給食実施状況

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

区 分	完全給食		
	センター方式		
	校数	給食総数	(うち児童生徒数)
小学校	12 校	3,031 食	(2,733 名)
中学校	5 校	1,668 食	(1,517 名)
合計	17 校	4,699 食	(4,245 名)

共同調理場（宇城市学校給食センター）での実施状況（令和 8 年 5 月 1 日現在）

地区名	給食総数	備 考
三角	372 食	
不知火	518 食	
松橋	2,731 食	うち受託食数 309 食、給食センター調理員等食数 62 食
小川	1,197 食	
豊野	252 食	
合計	5,070 食	

※給食総数…教職員等及び児童・生徒含む給食数

調理場職員配置状況

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

区 分	栄養教諭 学校栄養職員(県職)	調理員数
学校給食センター	3 名	62 名

※宇城市学校給食センターの調理員数は、委託先の調理員数です。

令和 7 年度学校給食用食材の贈呈

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

贈呈者	贈呈内容	給食提供時期
JA 熊本うき園芸部会	いちご 30 kg、きゅうり 25 kg、 なす 16 kg、メロン 50 玉、 ミニトマト 5,000 玉	令和 7 年 4 月～5 月
株式会社 杉本店	黒樺牛 牛切り落とし肉 180Kg 黒樺牛 角切り肉 170 kg	令和 7 年 9 月 令和 8 年 1 月



JA 熊本うき園芸部会から不知火中学校生徒代表への野菜贈呈式



株式会社杉本本店から豊野小、中学校児童生徒代表への黒樺牛贈呈式

令和 7 年度学校給食費無料化事業対象者

無料化事業 対象者総数	うち 宇城市立 小中学校通学者	うち 宇城市立外 小中学校通学者	うち 食物アレルギー 等で弁当持参の宇城市 立小中学校通学者
4,477 名	4,377 名	79 名	21 名

令和 7 年度食物アレルギー食対応

食物アレルギー対応食品 8 品目

- ① 卵、② 乳、③ そば、④ 種実類、⑤ 甲殻類、⑥ 軟体類、⑦ 魚類、⑧ 魚卵

アレルギー食対応児童生徒数
71 名

生涯学習課

1 令和8年度取組方向

市民が生涯を通じて、自らの資質の向上と多様な学習意欲を充たし、生きがいのある生活を営むことができるよう、公民館及び防災拠点センターを効果的に活用し、生涯学習の振興と個人の学習成果が活かされる機会の拡充を図る。

子供も大人も学び合い、育ち合う教育体制の構築に向けて、家庭教育支援の充実に努めるとともに、地域と学校が連携・協働して地域全体で子供の成長を支えていく地域学校協働活動を推進する。

青少年を取り巻く社会環境の改善と整備を図るとともに、様々な体験活動を通して、青少年の豊かな感性や自立心、社会性を育み、創造力溢れる人材育成に努める。

すべての市民が心豊かに暮らすことができるよう、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会の実現のため、様々な機会を通して行われる学習・啓発活動を推進し、一人一人の人権意識の高揚を図る。

美術館・図書館においては市民の文化意識の向上を目指し、生涯学習の機会を提供する施設として文化の発展に寄与する。

生涯学習関係施設を整備し、今後も市民ニーズに合った質の高いサービスを提供しながら利用者を拡大し、宇城市の生涯学習の振興と発展に努める。

2 重点努力事項

(1) 生涯学習の推進

- ア 家庭や地域の教育力の活性化
- イ 学習成果の活用推進
- ウ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進
- エ 的確な学習相談と学習情報の提供
- オ 公民館講座の充実と地区自治公民館活動の積極的な推進

(2) 地域学校協働活動の推進

- ア 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的な推進
- イ 地域学校協働活動推進員の育成
- ウ 地域教育力の活用

(3) 青少年の教育と健全育成

- ア 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成
- イ 青少年の体験活動及び学習活動の支援
- ウ 青少年リーダーの育成と活用

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

- ア 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進
- イ 学習会及び研修会の充実
- ウ 市民ニーズに合わせた人権フェスタの開催

- (5) 図書館・美術館の活用促進
 - ア 図書館・美術館の指定管理者との連携
 - イ 図書館・美術館の利用者の拡大と利用者の満足度の増大
 - ウ 市民が親しめる企画展の開催と広報活動の強化
- (6) 生涯学習基盤の整備・充実
生涯学習関係施設の整備・充実

3 具体的な事業

- (1) 生涯学習の推進
 - ア 家庭や地域の教育力の活性化
 - (7) 「子育て学習支援事業」の実施
市内小・中学校・就学前施設で実施する子育てや家庭教育に関する講座・講演会に対して、熊本県教育委員会が行う「くまもと『親の学び』プログラム」を活用した家庭教育支援や講師、トレーナーの紹介等、情報の提供を行います。
 - (1) 家庭教育の啓発
「くまもと家庭教育10か条」等を用いて、教育における家庭の役割と責任について啓発を行います。
 - イ 学習成果の活用の推進
公民館講座や自主講座の学習成果を活かす機会の充実を図るとともに、社会教育事業の紹介を行うための発表の場の提供を行います。
 - ウ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進
 - (7) 情報提供と持続的な活動支援
各団体の現状に応じ、情報収集や学習及び相談機会の提供を充実し、持続的な活動につながるよう支援します。
 - (1) 指導者のスキルアップと養成
熊本県等が実施する、指導者等を対象とした研修会への積極的な参加を促し、リーダーの養成及び資質の向上を図り、活動の活性化と充実・振興を支援します。
 - エ 的確な学習相談と学習情報の提供
生涯学習活動に関する学習相談に対応するとともに、学習情報を広報・ホームページ等で提供します。
 - オ 公民館講座の充実と地区自治公民館活動の積極的な推進
 - (7) 公民館主催講座の開設及び内容の充実
高齢者学級、女性学級、青少年向け講座、主催講座等の内容を充実させ、魅力的で地域に密着した講座を開設することで、地域住民が楽しく集い熱心に学ぶ機会を提供します。

(1) 自治公民館活動の支援及び自治公民館長の育成促進

地域住民が教育文化、レクリエーション活動を通して地域社会の連帯感を醸成するため、自治公民館等の施設改修費の補助金交付を行うとともに、自治公民館に対する積極的な情報提供や、各館の意見交換、交流の機会を図ることで、活動を支援します。また、社会教育関係者や公民館関係者を対象に、宇城地区公民館研究大会への積極的な参加を促し、次世代の自治公民館のあり方について学ぶ機会を提供します。



高齢者学級



子どもの楽校

(2) 地域学校協働活動の推進

ア 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的な推進

(7) 「地域学校協働活動の推進事業」の実施

地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えることを目的に、学校や周辺的环境整備、授業での学習補助などの学校支援活動を推進します。

(1) コミュニティ・スクールとの連携

市内全域で地域学校協働活動とコミュニティ・スクールが一体となった取組を行います。

イ 地域学校協働活動推進員の増員・育成

地域学校協働活動推進員を委嘱し、市内全17校をカバーしながら地域学校協働活動を推進します。また、統括コーディネーターが、推進員の活動をサポートします。

ウ 地域教育力の活用

幅広い地域住民の参加を得ながら、地域教育力の活用を促進します。



当尾小学校 田植え



豊野小中学校 ひまわり園

(3) 青少年の教育と健全育成

ア 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成

(ア) 「あいさつ運動」の実施

地域の子は地域で育てるという思いのもと、各種団体（青少年育成地区民会議・PTA・婦人会・子ども見守りボランティア等）による「あいさつ運動」を実施します。

(イ) 「街頭指導」の実施

毎月、青少年育成地区民会議による夜間街頭指導（夏休み・祭り等には特別街頭指導）を定期的の実施し、青少年の非行防止に努めます。

(ロ) 「家庭の日」啓発事業の実施

愛情と信頼に結ばれた温かい家族を育てることを目的に、県が奨励する家庭の日啓発事業として、家族と料理づくりなどを実施します。

(ハ) 「子ども見守りボランティア」事業の実施

子供たちが安心して登下校するために、地域の子供たちを温かく見守っていただく「宇城市子ども見守りボランティア」事業を実施します。



(ニ) 「子どもかけこみ110番」フラッグの設置

子供たちの事件、事故を未然に防ぎ、安全な場所を確保するため学校を通じて「子どもかけこみ110番」フラッグを民家や企業に設置します。

(ヒ) 「子どもあんしんコール」の設置

小・中学生からのいじめや不登校の悩み等に対応するため、電話・メール・面談・インターネット等による相談対応を行います。

(ヘ) 「青色回転灯設置車」での巡回による安全確保

青少年教育担当指導員が、小中学生の下校時刻に合わせ市内全域を巡回します。

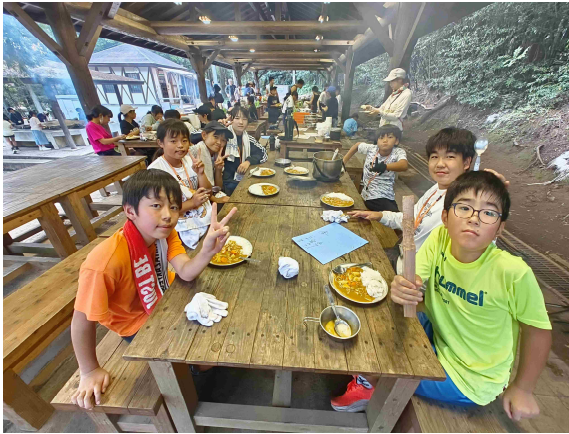
イ 青少年の体験活動・学習活動の支援

(ア) 「体験活動事業」の実施

地域と家庭（保護者）・学校等が連携し、子供達を取り巻く地域社会が一体となって「地域の子供は地域が育てる」心の醸成を図り、地域教育力の向上と地域活性化に寄与することを目的として実施します。

(イ) 「宇城っ子のつどい」の実施

小学5・6年生を対象に、自然に親しみ友情を深めながら規律ある集団生活を送ることで生きる力を育み、宇城市の将来を担うリーダーの育成を図ります。



令和7年度宇城っ子のつどい（長崎県諫早市 諫早青少年自然の家）

(ウ) 「少年の主張」大会の開催

中学生を対象に、物事を論理的に考える力や、自らの考えを正しく伝え、理解してもらう力を身に付ける契機とするために実施します。また、青少年の健全育成に対する市民の理解と関心を深めます。

ウ 青少年リーダーの育成と活用（小・中・高の段階的育成）

(ア) ジュニアリーダーの育成と活用

小学生時代に「宇城っ子のつどい」に参加した中学生を中心に募集し、高校生ボランティアリーダーの補佐役として、野外活動や集団宿泊体験等において小学生の班をまとめるなどの役割を持たせることで、リーダーとしての資質を持った心身ともにたくましい子供の育成を図ります。

(イ) 高校生ボランティアの育成と活用

「宇城っ子のつどい」等の事業で、小・中学生に対する協力者・指導者として高校生ボランティアを募集し、活動を通してリーダーとしての資質の向上を図ります。

エ 二十歳の記念式典への参加促進

(ア) 実行委員会の設置

新たに二十歳となる代表者で構成する実行委員会を設置します。委員は、名簿の作成や式典の内容などを決定し、式当日も受付や司会などの役割を務めます。

(イ) 二十歳の記念式典の開催

一堂に会し、二十歳を迎えた喜びを分かち合い、社会人としての自覚と責任を認識することで、社会を構成する一員として地域に貢献する心を育みます。



令和8年 二十歳の記念式典

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

ア 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進

- (7) 広報紙による啓発や、公民館事業の高齢者講座、女性学級等で人権学習講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。また、宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例に基づき、部落差別を解消するための人権教育へのサポート体制を整備します。
- (イ) 宇城人権教育研究協議会と連携し、人権同和教育を推進します。
- (ウ) 宇城地域人権危機管理連絡協議会で作成された人権危機管理マニュアルの周知徹底を行います。

イ 学習会及び研修会の充実

- (7) 小・中・高校生を対象とした「ふれ愛学習会」を開催し、人権問題について学び、正しい知識をそなえ、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした人権教育の推進を図ります。
- (イ) 学童保育所での「子ども人権出前講座」を実施します。
- (ウ) 保育園・幼稚園を対象に「就学前指導者研修会」を実施します。

ウ 市民ニーズに合わせた人権フェスタの開催

市内5会場で人権フェスタを開催し、講演会をはじめ、宇城市内の小中学校及び市内県立学校生等による人権標語やポスター等を展示し、市民全体への人権啓発をはじめ、人権尊重のまちづくりを目指します。



ふれ愛学習会（手話学習）



人権フェスタ（松橋会場）

(5) 図書館・美術館の活用促進

ア 図書館・美術館の指定管理者との連携

指定管理施設における指定管理者と連携し、効率的な運営と市民サービスの向上に取り組めます。

イ 文化活動充実を図るためのボランティア育成

ボランティア団体と連携し、図書館の「おはなし会」などを市民の文化活動実践の場とし、より主体的に活動に参画できる環境を整備することで、市民コミュニティ熟成のきっかけづくりを促進します。

ウ 図書館・美術館の利用者の拡大と利用者の満足度の増大

図書館は、本の貸し出し利用者を市内在住者から全国に拡大し、また全国初のLINEを使った利用者カードとの連携で、利用者の拡大を図ります。また、本館を年中無休、開館時間を午前9時から午後9時までに延長し、こども絵本のいえやカフェを併設することで利用者の満足度増大を図ります。



図書館（学習室）



図書館（カフェスペース）

エ 市民ニーズにあった企画展の充実と広報活動の強化

美術館の企画展は年3回以上開催し、収蔵品展のほか新たに参加体験型などを実施します。広報紙やHPのほかSNSを活用した情報発信を強化します。

（6）生涯学習基盤の整備・充実

郡浦地区市民館の経年劣化し老朽化した空調や照明を改修し、長期的に運用できる施設として整備します。

文化スポーツ課

1 令和8年度取組方向

「宇城市スポーツ振興計画」に基づき、すべての市民の暮らしの中に、生涯を通じてスポーツが定着し、市民が心身ともに健康で生き生きと暮らすことを推進するため、各種団体、関係機関との連携のもと、スポーツ活動やレクリエーション活動を支援する。また、スポーツ施設の効果的活用を図り、生涯スポーツの推進及び振興と発展に努めるとともに、利用者が安全で快適に使用できる環境づくりを行う。

歴史、文化財は、先人が残した財産であり、この貴重な財産が失われないよう埋蔵文化財、古文書等の保護に努め、文化財全体の適正な保存・活用を図る。また、市民の文化財愛護意識の醸成と文化活動を通じた潤いのある地域づくりを目指して、補助事業等により地域団体の活動を支援するとともに、郷土資料館、文化ホールを活用し情報発信や理解増進に努める。

2 重点努力事項

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
 - ア 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催
 - イ 子供のスポーツ振興と学童スポーツクラブの支援
- (2) スポーツ施設の整備・充実
 - ア 体育施設の計画的な整備による安全で快適な施設の提供
 - イ 体育施設の利用促進及び利便性の向上と体育施設の管理運営の強化
- (3) スポーツ関係団体との連携強化
 - ア スポーツ協会や各種スポーツ団体との連携強化
 - イ スポーツ推進委員協議会との連携強化
- (4) 文化財の保存と活用
 - ア 地域連携事業の推進
 - イ 埋蔵文化財の確認、発掘調査及び整理作業の推進
 - ウ 指定文化財の保存と活用に係る補助制度の整備
 - エ 郷土資料館の企画運営、啓発活動
 - オ 文化財の調査、研究、指定、保存、整備
- (5) 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用
 - ア 追加勧告に伴う世界遺産委員会への対応
 - イ 整備活用計画に伴う耐震補強工事等の推進
- (6) 文化活動の推進と施設の活用促進
 - ア 文化協会・伝統文化芸能の継承発展のための支援
 - イ 文化ホールの指定管理者との連携

3 具体的な事業

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

ア 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催

主なスポーツ教室・スポーツ大会（令和8年度）

	行 事 名		開催時期	場 所
イ ベ ン ト	スポーツフェスティバル		3 月	
	各地区体育祭	三角地区 不知火地区 松橋地区 小川地区 豊野地区	10 月	各校区グラウンドほか
	うきうきモルック大会		11 月	小川屋内グラウンド
教 室	B & G体操教室（全 38 回）		4 月～3 月	B & G 体育館
	陸上教室		10 月～12 月	多目的グラウンド
	少年野球教室（小学生対象）		11 月	豊福グラウンド
	B & G 海洋クラブ		6 月～8 月	B & G 艇庫
	小学生バレーボール教室		7 月～8 月	サンアビ体育館
	少年野球教室（中学生対象）		10 月	豊福グラウンド
大 会	B & G 会長杯ミニバスケットボール大会		3 月	B & G 体育館
	B & G 会長杯少年柔道大会		9 月	B & G 体育館
	小川町コスモスジョギング大会		10 月	旧コスモス街道
	みかん狩りウォーキング大会		11 月	不知火町
	上村春樹旗小川柔道大会		10 月	小川中体育館
	武道大会	柔道	12 月	不知火武道館ほか
		剣道	10 月	
		弓道	2 月	
	みすみランラン駅伝大会		1 月	三角町戸馳地区
	デコポン駅伝大会		3 月	不知火中周辺
	さくらマラソン大会		3 月	旧豊野小グラウンド周辺

イ 子どものスポーツ振興と学童スポーツクラブの支援

平成31年4月から小学校運動部活動が廃止となり、社会体育へと移行後、市の活動指針に基づいて立ち上がった「学童スポーツクラブ」に係る課題及び対応策について支援を行います。

また、スポーツのトップ選手や一流の指導者による講演会を開催し、「本物の技術を見て、本物を感じることで子どもたちに夢や感動を与えるとともに、学童スポーツクラブ等の指導者の育成を行います。

【参考】令和8年度スポーツクラブ概要（5月末現在）

■クラブ数：7 団体 ■児童数：130 人 ■指導者数：37 人

B & G 海洋クラブの開催



スポーツ講演会の開催



(2) スポーツ施設の整備・充実

ア 体育施設の計画的な整備による安全で快適な施設の提供

今年度は、豊野農業者トレーニングセンター中規模改修工事を令和7年度から継続して実施します。さらに豊川グラウンドナイター照明のLED化工事を行います。

イ 体育施設の利用促進及び利便性の向上と体育施設の管理運営の強化

スポーツ施設の老朽化に伴い利便性や安全性が低下している部分の、段階的な改修工事や施設の統廃合を計画的に行い、利用者の増加を図ります。また、適正な指定管理者制度の導入等により、施設の有効利用や運営の強化を図ります。

(3) スポーツ関係団体との連携強化

ア スポーツ協会や各種スポーツ団体との連携強化

地域スポーツの振興には、市スポーツ協会をはじめ各種団体との連携が必須です。市スポーツ協会は、県民スポーツ大会（旧県民体育祭）、熊日駅伝等の競技スポーツをはじめ、ジュニアスポーツや生涯スポーツの推進を担っています。市補助金の活用内容について管理を行い、適正な運営を行います。また、学童スポーツクラブ、総合型スポーツクラブ等との連携強化を図ります。

イ スポーツ推進委員協議会との連携強化

スポーツ推進委員協議会の資質向上研修会やイベントへの積極的な参加により、連携を強化し、スポーツを通して市民の体力向上、健康増進に繋がっていきます。

(4) 文化財の保存と活用

ア 地域連携事業の推進

令和6年度は鎌倉時代の2度にわたる元寇のうち1度目の侵攻である文永の役（1274年）から750年となることから、元軍と戦った鎌倉武士にゆかりのある地域が連携して「元寇所縁のネットワーク」が発足しました。

現在29の関係自治体が加入し、年1回の首長会議、史料の相互貸借利用、元寇カード作成・スタンプラリー等のイベントを開催しています。今後もネットワークを通して、地域の歴史を結び文化財の活用推進を図ります。

イ 埋蔵文化財の確認、発掘調査及び整理作業の推進

埋蔵文化財とは、土に埋蔵されている文化財で、一般に遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）と言われています。この遺跡の範囲内で、開発行為等行う際には、文化財護法に基づいて、埋蔵文化財発掘届出（通知）が必要となります。

開発行為等は、遺跡を破壊する行為となるため、遺跡確認後、開発行為の計画変更ができず、現状保存の措置をとることが出来なかった場合は、遺跡を後世に残すための記録保存として発掘調査を行い、出土品、図面及び写真等から遺跡の性格や位置付けのために整理作業と報告書作成に取り組みます。昨年度は豊福小学校校舎建替工事に伴う発掘調査を実施し、調査期間中には、同校6年生を対象にした発掘体験や地元住民等へ調査成果の一部を公開する現地説明会も行っています。



豊福小6年生の発掘体験の様子



地元住民等への現地説明会

ウ 指定文化財の保存と活用に係る補助制度の整備

指定文化財は、失われることがないように保存・管理し、継承していく必要があります。そのため、所有者には、指定時の状態を維持してもらう中で、文化財の保存や価値に大きく影響する場合は、事前の届出など手続が必要となります。

また、文化財の管理を行う中で、所有者・管理者・地元行政区に市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく、補助金を活用してもらい、経費に対する補助金交付を行っています。地域の文化財の管理に地域住民が関わることは、文化財保護意識の観点からも望ましく、文化財への理解と郷土愛醸成に繋がっています。

エ 郷土資料館の企画運営、啓発活動

指定文化財は、保存・管理と同時に活用が求められているため、市のホームページや広報紙にて、広く文化財の周知活動を行っています。市立郷土資料館では、宇城

管内の生業や遺跡、民具等文化財の正しい知識や関心を得る機会を提供しています。また、年間計画を作成し、企画展・ワークショップ等を開催し、郷土の偉人について特設コーナーを設け、郷土に対する関心、理解を深めるだけでなく、地域や子供に対して文化財への興味を深めるためのきっかけを提案していきます。



戦後80年「モノが語り継ぐ戦争」展

オ 文化財の調査、研究、指定、保存、整備

文化財は、人類の文化的活動によって生み出されたもので、種類は、有形・無形・民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物・登録記念物）、文化的景観、埋蔵文化財等、多岐に渡っています。これらの中で特に重要なものについて、国や県及び市町村が指定、選定を行って指定文化財として大切に保護し、本市の宝として未来へ引き継ぐための保存・整備を行っていきます。

【参考】市内にある国・県・市指定文化財数：121件（令和7年5月時点）

（5） 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用

ア 追加勧告に伴う世界遺産委員会への対応

平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼・造船・石炭産業（以下「*明治日本」）」は、三角西港を含む8県11市の23資産で構成されています。この世界遺産登録に際し、ユネスコからは追加で取り組むべき事項について勧告がなされました。それらに対応するため、関係自治体と連携し、世界遺産の保全と活用に取り組んでいます。三角西港については、国重要文化的景観「三角浦の文化的景観」に選定された範囲内に世界遺産に登録された範囲があります。そのため、この範囲の適切な整備活用や開発行為等との調整を行い、文化財の価値を保存することが世界遺産の保全につながります。地元の方々の協力を得ながら、三角西港を後世に伝え活用できる施策を行っていきます。

イ 整備活用計画に伴う耐震補強工事等の推進

三角西港の保全と活用のため、平成29年度に『重要文化的景観「三角浦の文化的景観」整備計画/世界遺産「*明治日本」三角西港修復・公開活用計画』を策定しました。この計画に基づき、これまで各種整備を実施しており、令和8年度からは旧三角簡易裁判所の耐震化事業に取り組めます。耐震診断や部材の老朽度調査を行い、その結果に応じて今後耐震補強工事等を実施していきます。



旧三角簡易裁判所 本館



旧三角簡易裁判所 記録倉庫

(6) 文化活動の推進と施設の活用促進

ア 文化協会・伝統文化芸能の継承発展のための支援

(7) 文化協会への補助と連携

(イ) 学校・団体・指定管理者等への事業推進

文化芸術団体による巡回公演等の事業を推進し、子供たちや市民の方々へ優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供して、コミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、芸術鑑賞能力の向上につなげます。

(ウ) 伝統文化芸能まつりの開催

宇城市は豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから歴史的風土に培われた多彩な伝統文化があります。これらは先人たちが生活の営みの中で育んできた貴重な財産であり、それを受け継ぎ、守り、後世に埋もれないように継承するとともに「伝統文化芸能まつり」の開催など、伝統文化活動を通して心豊かな人間形成と地域の絆づくりを目指します。



水晶太鼓（豊野町）



小川阿蘇神社の獅子舞（小川町）

イ 文化ホールの指定管理者との連携

宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター文化ホールの両施設における指定管理者と連携し、文化ホールの効率的な運営と市民サービスの向上に取り組めます。

VI まとめ

宇城市では、市制誕生以来、様々な教育施策を推進してきました。学校教育では、平成18年4月から教育特区がスタートし、平成21年から教育課程特例校として、英会話科を創設し、1年生からの系統性のある段階的な指導により、コミュニケーション能力の育成・外国の言語・文化への興味・関心を高め、グローバルに対応した人材の育成に取り組んでいます。また、二学期制もしっかりと定着して学びの連続が生まれるシステムが構築されています。さらには、平成26年度に「論語・日本語」（小・中学校編）のテキストを作成して素読・音読に取り組み、児童生徒の情緒を豊かにするとともに、語彙力の向上にも努めています。

生涯学習・生涯スポーツ分野においては、人権尊重、男女共同参画社会の形成を基盤として、市内の各生涯学習施設を、統合的に活用しながら生涯学習活動や健康スポーツ活動などの啓発普及活動を行い、地域のさまざまな活動を支援しています。

芸術文化分野においては、伝統文化芸能の普及啓発とともに、宇城市が誇る三角西港の世界文化遺産登録を慶事とし、更なる学びと活用の中づくりに尽力していきます。

1 宇城市教育大綱の改定

令和7年3月27日の宇城市総合教育会議において、『宇城市教育大綱』が改定されました。教育大綱とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その基本的な目標や今後推進すべき内容を定めるものです。

新しい教育大綱の基本理念は、『「優・元・実・行」優しさと元気で創る宇城市の教育』とし、サブタイトルは、「～24時間をデザインする力の育成とウェルビーイングの向上～」と決めました。

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。多くの地域住民や保護者にも、学校と方向性を合わせ、一体となって子供たちの成長に関わっていただけるような体制をつくり、後世に残せる学校を目指しています。そして、信頼できる大人と関わる機会を多くつくり、子供たちの自己肯定感や主体性・多様性・協働性を身に付けてもらいたいと考えます。本市の宝である子供たちを、地域とともに育てる体制づくりを目指します。

そのためにも、基本理念に『「優・元・実・行」優しさと元気で創る宇城市の教育』を掲げ、子供も大人もキラキラと輝く宇城市になってもらいたいという思いが込められています。

2 教育の方向の設定

本市の教育の方向や目標では、教育基本法の目標である①知徳体 ②個性・創

造性・職業観 ③倫理観と社会性 ④生命・自然の尊重 ⑤伝統文化・国際社会への貢献の五項目とともに、宇城市の教育理念を定めて、知己の関わり合いやつながりを重視した絆の醸成、地域の教育力の向上と、地域指導者の育成を図りながらのリーダー養成、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子供の育成に取り組んでいきます。また、その達成にあたっては、教育委員会内関係各課との共通理解を図るとともに、市長部局・関係各機関・関係団体等との連携を図りながら推進していきます。

3 10年先の宇城市を担う「子供の健全育成」

子供の健全育成は学校教育だけで担えるものではなく、家庭地域や関係団体や機関との協力・連携・協働が成功の鍵となります。現在、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進や学校教育における小中一貫教育等の取組により、学校教育・社会教育の垣根を越えて、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政の五者が連携した学校経営が行われるようになりました。

また、学校評価制度も定着し、学校による地域への説明責任が積極的に行われるようになり、地域の方々も、様々な形で学校支援や交流活動に参加しておられます。地域の学校支援と学校の地域貢献が車の両輪として機能するように整備し、地域ぐるみで子供の健全育成に取り組む環境の整備が重要です。

4 リーダーの育成と組織の継続・強化

環境、防災、食育、伝統文化、健康・スポーツ振興、まちづくり等の教育を地域ぐるみで総合的に推進するためには、地域団体や住民リーダーの果たす役割は大きいと考えます。地域の教育力や家庭の教育力を向上させるためには、地域のリーダー育成が欠かせません。「ひと・もの・こと」の情報を共有できるネットワークづくりを構築するとともに、リーダーとして出力したり交流したりすることを自分の学びと捉えてできる人材の育成が重要であると考えます。また、このことが地域と学校の双方の教育力の向上にも繋がると考えています。

5 教育のICT化を推進

子供たちが自分の人生をデザインする力を身に付け、情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うことを目的に教育のICT化を推進しています。

現在は令和元年度に開始された文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、小中学校に1人1台のタブレットや学習支援ソフトを導入し、ハードとソフトの両面で充実を図るとともに、各学校にICT支援員を配置し、質の高いICT教育の実施に取り組んでいます。

今後も『教育のまち「宇城市」』の実現のため、ICT教育を推進していきます。

6 安全安心な学校給食提供

令和6年4月から市内すべての小中学校の給食調理場を宇城市学校給食センターに統合しました。今後も、児童生徒の健やかな成長と健康を支えるため、学校給食衛生管理基準に適合した調理場において、栄養バランスの取れた安全安心でおいしい学校給食を安定的に提供していきます。

また、「学校給食における危機管理マニュアル」を基にリスクに対する発生防止対策をはじめ、対応方法等を理解、啓発することにより継続的なリスクマネジメントを実施し危機管理体制を強化していきます。

7 社会教育の充実による交流の促進と生涯学習の推進

社会教育は、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出すものであり、地域コミュニティ形成に重要な役割を果たします。また、人生100年時代において、多様な人々と交流しながら自己実現を図るための学習は、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有します。

そのため、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域の教育力の向上、地域コミュニティの基盤強化を図るとともに、公民館講座開設や公民館等の利用促進等により、誰もが生涯にわたって意欲的に学び続けることができる環境を整備していきます。

8 環境、防災、国際理解、伝統文化と世界遺産

宇城市では、ユネスコが提唱し世界中で取り組まれているESD（持続可能な開発教育）を導入し、これまで宇城市で取り組んできた国際理解教育、環境教育、世界遺産や伝統文化教育、防災安全教育、人権教育、NIEなどを関連させながら総合的に取り組んできました。

三角西港が「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界文化遺産へ登録されたことを契機に、伝統文化や世界遺産に関する学習活動や啓発をESDの大きな柱として捉え、地域においては、環境・伝統文化・食育・国際理解・防災などの活動を通してリーダーを養成し、学校と地域が相互の垣根を越えて貢献・支援・交流するシステムを整備したいと考えています。

教育施設一覽

(資料編)

1 学校の現状

令和8年5月1日現在

学校名 \ 項目		R8年度 児童生徒数	学級数	2030年度 予測数	建設年度
小学校	三角小学校	119	7	89	H19
	青海小学校	87	7	61	S63
	不知火小学校	295	17	260	R3
	松橋小学校	477	23	404	S56
	当尾小学校	317	17	354	S55
	豊川小学校	196	10	158	S60
	豊福小学校	435	20	355	S44
	小野部田小学校	98	9	61	H22
	河江小学校	421	19	377	H12
	小川小学校	131	9	82	S50
	海東小学校	46	5	26	H22
	豊野小学校	136	10	97	H24
	計	2,758	153	2,324	
中学校	三角中学校	127	8	101	H14
	不知火中学校	171	10	148	H19
	松橋中学校	750	28	721	R7
	小川中学校	388	15	431	R5
	豊野中学校	83	5	69	S52
	計	1,519	66	1,470	
合計		4,277	219	3,794	



2 生涯学習施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宇城市中央公民館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
宇城市立図書館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6211
宇城市立図書館三角分館	869-3205	宇城市三角町波多219番地1	53-1849
宇城市立図書館小川分館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-5111
宇城市立図書館豊野分館	861-4301	宇城市豊野町糸石3516番地1	45-3205
宇城市三角防災拠点センター	869-3205	宇城市三角町波多619番地1	53-1322
宇城市不知火防災拠点センター	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	32-0277
宇城市松橋西防災拠点センター	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地2	33-4141
宇城市豊野防災拠点センター	861-4301	宇城市豊野町糸石3140番地3	45-3700
宇城市郡浦地区市民館	869-3204	宇城市三角町中村1152番地	53-1322
宇城市大岳地区市民館	869-3412	宇城市三角町手場2021番地7	53-1322
宇城市松合地区市民館	869-3472	宇城市不知火町松合168番地1	32-0277
宇城市インダストリアル研修館	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地	32-5739
宇城市河江地区コミュニティセンター	869-0632	宇城市小川町南新田476番地	43-4400
宇城市豊野町上巣林教育集会場	861-4307	宇城市豊野町巣林306番地1	45-2955

3 文化施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宇城市松橋文化ホール(ウイングまつばせ)	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
宇城市小川文化ホール(ラポート)	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
宇城市不知火美術館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6222
松合郷土資料館	869-3472	宇城市不知火町松合136番地1	42-3560
宇城市立郷土資料館	861-4301	宇城市豊野町糸石3818番地	45-2102

4 体育施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾985番地	52-2488
三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多1756番地	52-2488
郡浦地区生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村1759番地1	52-2488
大岳地区生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場1982番地	52-2488
戸馳地区生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳5151	52-2488
宇城市立不知火体育館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	27-5688
宇城市立松合体育館	869-3472	宇城市不知火町松合168番地1	27-5688
宇城市立旧松合小学校体育館	869-3472	宇城市不知火町松合1578番地	27-5688
宇城市立旧豊野小学校体育館	861-4301	宇城市豊野町糸石2998番地	45-3700
宇城市立松橋総合体育館	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
宇城市武道館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	27-5688
宇城市立三角グラウンド	869-3205	宇城市三角町波多2772番地・2789番地	52-2488
宇城市立松合グラウンド	869-3472	宇城市不知火町松合1578番地	27-5688
宇城市立不知火グラウンド	869-0552	宇城市不知火町高良696番地	27-5688
宇城市立岡岳グラウンド	869-0501	宇城市松橋町松山3725番地	32-1945
宇城市立当尾グラウンド	869-0511	宇城市松橋町曲野1624番地22	32-1945
宇城市立豊川グラウンド	869-0543	宇城市松橋町南豊崎667番地	32-1945
宇城市立豊福グラウンド	869-0533	宇城市松橋町両仲間1075番地1	32-1945
宇城市立稲川グラウンド	869-0613	宇城市小川町東小川14番地	43-0004
宇城市立観音山グラウンド	869-0622	宇城市小川町西北小川222番地	43-0004
宇城市ふれあいスポーツセンター	869-0606	宇城市小川町河江52番地1、52番地10	43-0004
宇城市立小川屋内グラウンド	869-0624	宇城市小川町江頭33番地	43-0004
宇城市立豊野グラウンド	861-4301	宇城市豊野町糸石2991番地	45-3700
宇城市立旧豊野小学校グラウンド	861-4301	宇城市豊野町糸石2998番地	45-3700
三角B&G海洋センター	869-3205	宇城市三角町波多2864番地32	52-2488
宇城市民プール	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市不知火温水プール	869-0552	宇城市不知火町高良2348番地	33-6678
宇城市松橋グラウンドゴルフ場	869-0502	宇城市松橋町松橋395番地	32-1945
宇城市豊野グラウンドゴルフ場	861-4301	宇城市豊野町糸石2614番地1	45-3700
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市農業者トレーニングセンター	861-4301	宇城市豊野町糸石3029番地	45-3700
熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場	869-0524	宇城市松橋町豊福1695番地1	32-1945
宇城市小川防災拠点センター	869-0624	宇城市小川町江頭100番地	43-0004



宇城市教育委員会

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

T e l 0 9 6 4 - (3 2) - 1 9 0 7

F a x 0 9 6 4 - (3 2) - 1 1 3 7